

## 令和2年白老町議会決算審査特別委員会会議録（第3号）

令和2年 9月17日（木曜日）

開 会 10時00分

閉 会 1時57分

---

### ○出席委員（12名）

委員長	吉谷一孝君	副委員長	佐藤雄大君
委員	久保一美君	委員	広地紀彰君
委員	貳又聖規君	委員	西田祐子君
委員	前田博之君	委員	森哲也君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	長谷川かおり君	委員	氏家裕治君
議長	松田謙吾君		

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	古俣博之君
副町	長	竹田敏雄君
教 育	長	安藤尚志君
総 務 課	長	高尾利弘君
財 政 課	長	大黒克己君
企 画 課	長	工藤智寿君
経 済 振 興 課	長	富川英孝君
生 活 環 境 課	長	本間力君
町 民 課	長	岩本寿彦君
税 務 課	長	大塩英男君
上 下 水 道 課	長	本間弘樹君
建 設 課	長	下河勇生君
健 康 福 祉 課	長	久保雅計君
高 齢 者 介 護 課	長	山本康正君
学 校 教 育 課	長	鈴木徳子君
消 防	長	笠原勝司君

病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
監 査 委 員	及 川 保 君
アイヌ総合政策課長	笹 山 学 君
病院改築準備担当参事	伊 藤 信 幸 君
財 政 課 主 幹	増 田 宏 仁 君
町 民 課 主 幹	齊 藤 大 輔 君
町 民 課 主 査	青 木 千 秋 君
健 康 福 祉 課 主 幹	定 岡 あゆみ 君
健 康 福 祉 課 主 幹	打 田 千絵子 君
高 齢 者 介 護 課 主 査	浦 木 学 君
高 齢 者 介 護 課 主 幹	庄 司 尚 代 君
高 齢 者 介 護 課 主 幹	小 川 千 秋 君
港 湾 室 主 幹	久 末 雅 通 君
病 院 事 務 次 長	湯 浅 昌 晃 君
病 院 主 任 技 師	木 村 英 敏 君
上 下 水 道 課 主 幹	庄 司 淳 君
上 下 水 道 課 主 査	瀬 賀 光 子 君
上 下 水 道 課 主 査	鈴 木 司 君
上 下 水 道 課 主 幹	藤 澤 晃 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	小 野 寺 修 男 君

---

◎開議の宣告

○委員長（吉谷一孝君） 昨日に引き続き決算審査特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

---

◎認定第1号 令和2年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

○委員長（吉谷一孝君） 一般会計の決算審査を引き続き行います。

昨日は一般会計歳出まで終了しております。

これより一般会計の歳入に入ります。

一般財源にかかわる全般の審議に入ります。主要施策等成果説明書3ページから10ページまでの、1 予算科目別比較表（歳入）、2 税収入に関する調べ、3 予算科目別比較表（歳出）、4 歳出財源内訳表について。決算書は48ページから89ページです。

質疑のあります方はどうぞ。

6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） 歳入について2点ほど伺います。前日の代表監査委員が収納率について触れていました。非常に2つの項目以外はかなり収納率が下がっているというような指摘を受けております。これは代表監査委員が中を精査してくれているのです。これは私たちもそうですが、町側もこのことは非常に重く受け止めてやらなければいけないかと思っていますので伺います。

まず、決算書59ページの町営住宅使用料についてです。これで現年分については平成29年度から見れば1%ぐらい落ちています。前年度から見れば、若干ゼロコンマ何ぼ上がっていますので、多少努力していると思うのですが、この滞納繰越なのです。現年分と滞納繰越分を合わせたら3%ぐらい落ちているのです。それで、どうしてこの収入未済額が多い理由、これはどういうことで収納率が上がらないかどうかということでもあります。それと、この収納未済額に対しては、昨日松田議長も若干町営住宅にふれて保証人の関係を言っていました、この保証人をつけていますけれども、保証人の目的、役割は何なのか、それを伺います。

もう一つは、決算書79ページのアイヌ民族住宅新築資金等貸付金元利収入です。これは非常に収納率が悪い。現年分も3%ぐらい落ちているし、現年分と滞納繰越分合計でいけば、前年度42.55%が元年度14.18%なのです。非常に大きな収納率落ちていますけれども、この原因と、どういう徴収の仕方をしているか伺います。

○委員長（吉谷一孝君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 住宅使用料の関係でございます。滞納繰越の部分でございます。実態としましては、平成30年度が滞納繰越分については、9.69%ということで、昨年度は11.46%ということで、若干率としては過去の分の回収ができているのかと思っております。金

額としては全体の部分があるものですから下がっておりますが、率としては徴収に対しては努められているものと思っております。

それと、保証人の関係でございます。こちらは基本にご本人さんの代わりに、例えば全てのことに代理として問えるという形で、現状におきましては例えば家賃約 24 か月分に関しまして、基本的には支払い義務を持っているというところでございます。あと、その他いろいろなことで情報をご本人さんが何かあった場合に連絡を取れるような立場と捉えております。

○委員長（吉谷一孝君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 07 分

---

再開 午前 10 時 07 分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） こちら住宅使用料につきましては、全体としまして低所得者の方が入っている住宅になるものですから、その中で納税意識が若干低い部分がございます、やり取りの中でお支払いいただけないというところがありまして、先ほど言いました所得も低いところですから、なかなかお金が払えないというところの中でやり取りをしている状況でございます。

○委員長（吉谷一孝君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 08 分

---

再開 午前 10 時 11 分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○6番（前田博之君） もう一度聞きます。私が言っているのは、確かに滞納繰越も 11.46%だから前年度から見たら努力しているのです。だけど現年分と滞納繰越を合わせて、元年度分収納率が増えているのに、逆に現年分滞納繰越合計額が下がっているのです。だから今言ったように、ただ、滞納繰越がいくらか上がったからいいというのではなくて、トータル的にどこに原因があるのですかということを知りたいのです。

それと、保証人の関係です。これは今、民間はあまり保証人をつけなくなったのですが、学習の意味で改めて聞きます。皆さんも町民からいろいろと聞かれると思うから、ここで復習します。今言ったように、24 か月滞納があれば連絡するというのだけれども、では保証人へ請求する条件、ここまできたら保証人に滞納していると請求する、取立てする、そういうルールというのは決まっているのかどうか。ただ、24 か月きて滞納しているから連絡をして終わりなのかどうか。そういうことです。

それともう一つ、時間がかかるのでこれはどちらに聞けばいいかわかりませんが、町税も合わせて聞きたいと思います。町税をみたら若干努力しているのです。ただ、全体からいけば代

表監査委員が十分見て指摘しているとおりと私も見て思います。それで財政健全化プログラムでは、トータル的に1%ぐらいに収納率を上げましょうというような言い方をされていて、その中に収納対策連絡会議とあるのです。これは毎年度の取り組み方針を定めて収納率を上げますと言っていますが、今は多分やっていないと思うのですが、この辺はどうなっているのか。そしてあれば毎年度ですから、令和元年の取り組み方針はどうなっているのか伺います。

○委員長（吉谷一孝君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 収納率の関係でございます。金額が下がっているのは、まず元々の調停額自体が毎年落ちてきています。それは入居者が段々少なくなってきたものですから調定額が減ってきている。それに伴いまして、入ってきている収入額も下がってきている。ただ、先ほど言いました収納率に関しましては、令和元年度におきましては、92.99%から93.07%、若干上がっているようなことで努力をさせていただいております。

あと、連帯保証人の関係でございます。先ほど24か月というのは、連帯保証人の方の債務保証が現状家賃の24か月を限度額として保証していただいているような感じになっております。実態としましては、今連帯保証人の方まで、ここまできて請求をするかというところまでは実は至っておりません。過去におきましても数件、連帯保証人の方をお願いをして納税、どちらかといいますと入居者の方の例えば退去後とか、いろいろトラブルの部分をお願いする部分があるので、実態この連帯保証人のところが、最終的な部分でいいますと、納税者の方と相談をするときは、連帯保証人の方に相談させていただくとすると、そこまではできないということで、納税意欲につながっている部分もございますので、ここは今後少し整理をしていかなければならないと考えているところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） ただいま収納対策連絡会議のご質問がありましたので私のほうからお答えさせていただきます。この会議につきましては、議長、副町長によりまして毎年開催しているところであります。内容としましては、債権管理をしている担当課長職が集まりまして、まず決算が終わった時点で会議を開催しまして、その1年間の収納率がどうだったかということと、その反省と、あと来年度に向けてというような内容で話をしてございます。前田委員からご質問のあった方針につきましては、まず基本的には健全化プラン現状としてございますので、健全化プランの中に収納率の目標数値というのがございますので、まずこれを達成しましょうというような形で各課勉強をしまして、意思統一を図っているところでございます。あと、ほかにはいろいろと滞納整理の仕方ですとか、そういったことを会議の中で話し合っただけで債権管理を努めていくというような内容で会議を開いているところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） 今、収納率の関係で説明がありました。分かりました。その中で1点、健全化プランに対しての目標達成するために努力していると言っていますが、では目標達成しているところもあるか分かりませんが、おおむね達成しているのか、達成していないのか

か、その辺を聞きます。課長が言っているのは、しつこいようだけれども、私が言っているのは、単年度とか、現年度の数字ではなくて、現実に現年度と滞納繰越を合わせたら、平成30年は80.12%が、令和元年は77.89%、これだけ下がっているのだと。これに対する原因はどうかと言っているのです。こちらの数字がいいからこちらがいいという言い方ではなくて、29年度は82.98%だったのです。だけど元年度を見たら約3%下がっているのです。そしてまた3%ぐらい下がっているのです。だから、29年度から見たら5%ぐらい下がっているのです。だからそこに何が原因があるのですかということ言っているのです。何か原因があるから滞納になるわけでしょう。そこを分析していますかと言っているのです。そうしないと段々下がってきます。これは大事なことです。今、保証人のことを言ったけれども、2問目の答弁がよく分からないのです。では1問目で聞いたように、保証人の役割、目的、保証人は何のためにつけていて、こういうことが保証人がするのだということきちんと言文面があれば読んでください。課長言った2問目が分からないです。まずそれが一つです。それと保証人が保証能力なくなったことがありますね。死亡した、高齢になった、無職で保証するだけの能力がなかった、あるいは転居不明になった、こういう人方が出た後の保証人はどう整理されているのか。

○委員長（吉谷一孝君） 大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） 健全化プランとの歳入との比較ということでございます。おおむね達成しているというところでございますが、一部分の歳入については若干健全化プランを下回っているというような現状もあるというところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） まず、連帯保証人の関係でございます。連帯保証人は、家賃の債務保証と滞納抑制のほか、入居者の支援、連絡などに役割を果たすものと思っております。先ほど言いました、緊急時の連絡先や安否確認の手段として必要だと感じていることと、単身者、入居者が死亡されたときに対応するのに必要だと考えております。また、基本的には家賃の納付とか、迷惑に対する指導の対応も必要だということで、現状におきましてもこちらの連帯保証人については必要だというような認識でございます。前田委員おっしゃられた、連帯保証人をされた後の、その後はどうなっているかというところは、申し訳ございません、一度連帯保証人になった方の後、定期的に確認をしておりますので、もしかしたら死亡されているところを確認を取れておりませんので、ここは今後の課題になるかと思っております。

あと、収納率の関係でございます。全体として、現年分と過年度分の合計があるものですから、全体として額としては下がってきているのかと思っております。ここは、先ほどお話をさせていただいた、入居者の方が比較的、低所得者の方ということで、どうしてもやり取りをすると、今お金がないという話をされる場所がございます。この部分でいうと、税務課とも連携をしながら、どうしても収納順位というのが税がまず優先ということでそこを納めていただく。次、私どものこういう使用料に関しては、お話をしながら行っている状況なのですが、なかなかこの退去、例えば納めていただければ退去というところまではなかなか難しい状況があ

りますので、先ほどの繰り返しになりますが、ちょっと下がってきていたところは間違いなく分かっております。私も何とか 93%台に抑えられたというところで、日々の中で言いますと、納税相談とか、催告、督促、またご自宅に伺いながら納めていただくような努力は引き続きしていかなければだめだとは思っています。

○委員長（吉谷一孝君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） アイヌ民族住宅貸付金の過年度分の収納率についてです。こちらについては14名の方で、約2,600万円ほどの残額になっております。それぞれ毎月ご相談しながら返していただいているのですが、そもそもの貸し付けている方の所得が低い多いという部分、それから中には亡くなっている方がいらっしゃって、そのお子さんですとか、奥様等にご相談しているのですが、なかなかその方々も収入が低いという部分で収納率が低くなっております。対策といたしましては、定期的に通知するとともに、電話や訪問、それから生活相談員の方を通じていろいろ催促をしております、その方の払える能力の中で少しずつ払っていただいているということで、今の下河建設課長のお話もありましたが、税金のほうとかそちらのほうでまず取られる部分があるので、その残りの部分で相談をしながら少額ですが少しずつお支払いいただいているといった状況になってございます。

○委員長（吉谷一孝君） 6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） アイヌ民族住宅の貸付金ですが、これは30年度は調定額は約1,800万円なのです。ですけれども、令和元年は約420万円になっています。この1,300万円落ちた理由はどうしてこんなに調定額が落ちたのか。それと現年分が400万円足らずの収入なのですが、元年は滞納繰越いけば3,000万円残っているのです。そのうち収入が438万円しかないのです。ですから収納率14.18%しかになっていないのですが、これだけの調定額と収入額の差が違う、あるいは元年度と30年度の調定額が違う、これは何か整理をされたのかどうか。その辺どういうことになっているのか。これは金額すごく大きいですね。これは前も議会でほかの議員も質問しているのです。この辺、非常に制度上からいけば本当に払わなければいけないものなのだけども、その辺どうなっているのかということです。

それともう一つ、住宅のほうです。私はどうも疑問に感じるのだけれども、保証人の役割はいろいろあるのですが、もし保証人の役割が一部の部分で滞納の部分に対して保証人が保証するという事になれば、保証人があるからこんなに滞納が出てこないはずなのです。だからその辺どうなっているかということです。あと、住宅料も5年過ぎたらもう不納欠損で落としていくのですか、それとも溜まっているのですか。

○委員長（吉谷一孝君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 不納欠損に関しましては、主債権でございますので、自動的に年契役で落としている状況でございます。もし落とす場合は、議会の皆様のほうに理由を説明させていただいて、不能欠損をするような形になると思います。

この保証人の関係でございますが、最終的には例えば裁判とかをかけてやることもできるの

ですが、現状そこまではしていないような状況でございます。先ほど言いました、以前までは全ての債務について保証していただくような形にしておりましたが、今回は先ほど言いました金額におきましては、家賃の24か月を限度として保証していただくような形と、あと連絡先というところになとうかと思えます。あと、保証人につきましては、先日松田議長のほうからもお話がありましたが、特例として保証人につきましても、場合によってはつけなくてもいいような形で入居できるような形にしておりますので、その辺はまた相談をさせていただきながら推進していきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） 私は家賃を払えない状況にある人もいると思えます。それは十分考慮しているけれども、大方がきちんと払っている人もいます。だからそういう不公平がないような形で私は質問をしているので、別な形の取り方をしないでほしいと思えます。ただ1点、一昨日ですか、竹田副町長も公営住宅の保証人のことについて言っていたのですが、今下河建設課長も答弁あったけれども、今後の話なのか、これからもつけない場合もあると言っていましたね。つけない場合もあるというのではなくて、今後つけなくてもいいように制度を改正するという意味なのか。そこが非常に現状、今やっているのに議論を呼ぶような答弁だったから、それをきちんと整理していただかないと、後々問題が残ってくると思えます。

それとアイヌ住宅のは分からなければ整理して後でもいいです。

○委員長（吉谷一孝君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） アイヌ民族住宅資金の貸付金の現年度分の差です。平成30年が約1,700万円、平成31年が400万円ということで、大きく減っているものについては、貸付した方がその道路の移転保証か何かで大きなお金が入ったということで、その部分について繰上償還していただいていますので、これだけ金額が減ったということでございます。あと、滞納繰越分についても200万円減っておりますが、同じような形で繰上償還したということで大きく金額が減っている状況になっております。

○委員長（吉谷一孝君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 保証人の関係でございます。保証人につきましては、今つけている保証人につきましては連絡先だとか、そういったものを重視した中で保証人をつけさせてもらっています。これにつきましては、今の段階でなくするということは、今のところ考えておりませんけれども、将来的にはどうしていくかということ担当課と議論をしながら決めていきたいと考えています。

○委員長（吉谷一孝君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 今、竹田副町長がご答弁していたのは、全体として保証人を廃止するかどうかということになるかと思えます。以前、6月会議のときにこの件のご質問を森委員のほうからございました。その中で答弁させていただいているのですが、現状連帯保証人の免除額の拡大というのはこの4月から行っている状況でございます、その中で町長が特に



認める場合にはできるというような形になっております。ですが、これは全員ができるわけではなくて、私の中で例えばDV被害者とか、なかなか保証人を求められないという方がいらっしゃれば、そこは町長が認めた場合ということでできるような形です。基本は、この部分につきましては保証人を、先ほど言いました保証人の役割というものは重要かと思っておりますので、つけていただくような形に現状はなっているというところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） アイヌの住宅資金分かりました。ただ、残っている元年の調停が約420万円あるという部分は、先ほど14名分が対象者だったのですが、420万円の調停を起こしている貸付金、元利収入の該当者はいまだに420万円は14名分だということでもいいですか。まず確認します。

もう一つは、住宅の今の保証人の関係ですが、そうすると現状では町長が特に認める部分でいけば、保証人は現場である程度申込みした人の事情、状況を判断すると、ケース・バイ・ケースで保証人はつけなくてもいいという現状の事務手続きというか、そういう解釈で保証人の取り扱いをしているということによろしいですか。

○委員長（吉谷一孝君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 先ほどご答弁させていただいたとおり、基本的には保証人をつけていただくようなこととお話をさせていただきます。ただ、国のほうから、こういう最近公営住宅に関しまして保証人がつけられない方もいるということで、各市町村それぞれ応じた中で取り扱いをということになっております。先ほど答弁させていただいたとおり、場合によっては、簡単に保証人がいないからということではなくて、保証人がつけられない理由とか、そこら辺を明確にさせていただくことができれば、町長が認めるということでそこはできるような形にしております。

○委員長（吉谷一孝君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） アイヌ民族の住宅貸付金についてです。14名という部分については、過年度分2,600万円の部分の方が14名ということで、現年につきましてこの400万円については2名分です。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

14番、松田謙吾議長。

○議長（松田謙吾君） ちょっとだけお話しておきたいのですが。昨日、私はちょっと住宅のことで言ったのですが、今聞いていると何か、今の前田委員の質問の答弁を聞いていると、私はもう一度、昨日建設課長いなかったからもう一度話します。7月に札幌の方が白老が好きになって、白老に住みたいと。その旦那さんは68歳です。奥さんの年は分かりません。私は顔を一度も見せていません。会ってもいません。議員をやっていると、困るとやはり議員のところに行きなさいと来るのです。それで北吉原のある方が私のところに来たのです。白老に住みたいとせっかく言っているのだから、何とか入る方法がないだろうか。役場にお願いに来たら、

保証人が必要だと。その保証人になる方がいないのだと。それで私のところに行ったらどうだということであつたのです。本人が来たのではなく、相談された方が来たのです。それは来たいと言うのだったら、保証人ぐらい私になってもいいと。そうしたら保証人の用紙を持ってきたのです。その保証人用紙に私は保証人になってあげたら、それから次の日になったら、給与証明と住民票、私ももう保証人のメモは役場に出ているのです。でも住民票と給与証明と所得証明、この3つがなければだめなのだ。松田謙吾ときちんとやっているから、私は議員をやっているから住所は分かるはずだと言っても住民票がなければだめだと。そして給与証明も議員をやっているから給料は証明されているはずだと、こう言っても証明書がなければだめだと。それで税務課長のところに行っていて、1,200円払って、私が全部届けたのですが、どうしても白老に住みたいのなら安心して住んでくださいと、私が全部今日出したからと札幌に電話をして、おそらく2、3日前に来ているはずなのです。私に電話が入っていたのだけれども、私は返事はしていなかったのです。だから来ているはずなのですが。そういうことで、私は課長に頼みましたね。確かこれは保証人いなければ、町長のあれで入れるはずだと。こんな方法もあるはずだと言ったのにだめだと私に言ったのは課長ではないですか。私は今年2人の方に住宅に入りたいと、1人はまた断られて入れなかった。私はそのことは一言も言っていない。入れませんと言われて入っていません。議員というのはそういう頼みが来るのです。だけど今の答弁を聞いていると正直言ってめちゃくちゃです。ですから、今後もあるわけだから、保証人というのはなくなる場合もあるし、保証人引越ししていく場合もある、いなくなる場合もある。そのときその保証人は誰がやっているのですか。誰がやっているのですか。こういうことをきちんとしておかないと、こんな問題がこの大切な時間にこんなことになるのです。なるべく言わないようにしていたのですが、私はやはり札幌の方が移住、定住、来たいというから、何として私は白老に住まわしてやりたいと思って、そういうことでお願いをしたのです。そんなことも通らないで今の答弁は何なのですか。この辺で私はやめておくけれども、正直言ってこんなくだらない話。きちんとした誰でも分かる、ここに来た人もはっきり分かるようなきちんとした決まりをつくって、きちんとして答弁をできるようにしてください。

○委員長（吉谷一孝君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 公営住宅の入居の手続きの関係でございます。今、松田議長の言われた部分についても、昨日お答えしたとおり、法に定められた部分については、それはそれでやっていかないとだめだと考えていますが、それ以外の中の手続きで簡素化できるものも含めてルール化というのですか、これはこうしようということは今後きちんとして整理をして町民の方にも迷惑がかからないように、また町に入ってこられる方にも明確に分かるようにきちんとして整理をしていきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

2番、広地紀彰委員。

○2番（広地紀彰君） それでは、決算書76ページ、財産売払収入の不動産売払収入及び寄付

金の指定寄附金、一般寄付金を一括して2点、端的に伺います。土地の売払収入などで工業団地の売払いが令和元年度で意欲的な業務拡張を図る企業に売却できたのは大変いいことだと思っています。ちょうど隣地に既設の土地があってその地続きで並べていいのかと思いますが、まだ工業団地に当然売払い可能な土地が残っていますので、こういった勧奨、どういうふうに売払いを進めていくのかと勧奨の今の現状と、あと今土地をほぼ倍になったと承知していますが、あのときに補正予算がかかったときに、私もその進出企業の関係者の方にお話を伺ったところ、そのときにはまだコロナ禍の前でしたので、かなり具体的な工場の規模だとか、ライン数だとかがある程度見えた状況ではありました。ただ、それからその後、コロナ禍がさまざま進んだり、その会社の本体の工場のほうの稼働も停止したりだとかで相当いろいろな影響を受けているのかと思うのですが、そういった工場建設についての動きというのはどのように現段階として捉えているかどうかについてです。

それと、寄附金については、ここはもうこの1問で終わりにしようと思います。前回、この決算審査特別委員会の中でも、教育委員会に対して教育に対する指定寄附が図られて、それが有効活用されているという趣旨の質問をしました。そのときに、子供のために使われるといった趣旨のことで、今ホームページのほうを確認したところ書いてありました。あの内容でも十分いいのですが、私は今回の子供のための指定寄附の中に使われ方の特色として、子供たちのために使われるのみならず、子供自身が考え、使い道を考えて行動していると。そういった部分は他町にない特色だと思います。そういった勧奨の中身、要は指定寄附を勝ち取っていくための中身について、さらに魅力を高めていくことが重要ではないかと捉えています。そういった意味においても、これは去年の一般質問で副町長が答弁していただきましたけれども、病院建設のためにぜひ指定寄附を募ってはいかがかといった部分、ただ、それはなかなか早々簡単には取り組めないといったような趣旨の回答があって、制度上の問題なのかとも思いながらそのときに理解しました。例えばクラウドファンディングも今あります。これは私が去年選挙のときにある町民の方から言われた言葉ですが、病院建設を一日でも早くしてほしいと。そのためにだったら私はふるさと納税をこのまちにしたいと。私の東京にいる息子にも声をかけて指定寄附をさせたいと。それで少しでも役に立ちたいと。なったら、指定寄附ができれば私は必ずしますと言ってくださいました。ですので、制度上でいろいろと、さまざまな財源の関係もあると思います。早々簡単にいかないというのは私はそのときで理解していますので、ただ、そういった町民の熱い思いも受けとめながら、ふるさと納税の勧奨の在り方もさらに充実させる必要があると考えますが、いかがですか。

○委員長（吉谷一孝君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 財産売払収入の関係のご質問でしたので私のほうからお答えさせていただきたいと思います。まず、工業団地の販売にかかるセールス活動というようなことですが、パンフレット等を作成しながら、昨年度でいいますと東京を中心に道内外57件の企業誘致活動ということで行っておりますので、そういったところで工業団地のお話な

ども含めながらお話をするということが普段の活動かと考えてございます。それから、工業団地の土地を2件ほど昨年売却できたわけでございますが、そこら辺の今後の工場建設の動きですとか、そういった部分につきましては新型コロナウイルスの影響等も含めながら、ただ、1件の事業社については人材の確保というところがなかなか懸念であると。もともと持っている工場もフルラインでの生産がまだ行えていないというような状況もありますので、そういったところの見通し、全体の人材確保というところが一つ大きな課題になっているというようなところがあるかと思っています。また、もう1件の事業者さんにつきましては、今後の事業拡張の状況を見据えながら、工場建設の時期については検討してまいりたいというようなことでお話を頂戴しているというようなことでございます。また、改めて新型コロナウイルスの影響ということを受けまして、昨年度から引き続き少し前向きな検討をいただいている事業者さんいらっしゃいましたが、ちょっと新型コロナウイルス、新年度に入りまして、その辺のところでも交渉もなかなかままならずということで、少しまとまりかけたところについては今先方の状況だとか、そういったものを見計らっているというような状況でございます。ただ、実際この新型コロナウイルスの影響で業績に変化が生じた場合、その部分についてはなかなかうまくまとまらない可能性もあるかと思っていますけれども、その状況を見極めながら今後も交渉等を努めてまいりたいと思っていますところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 寄附の在り方といいますか、この使い方等も含めてのことでございますけれども、広地委員のほうからご提案いただいたような子供のためにというような部分については、子供たちが望んでいる物をしっかり子供たちの中から昨日もお話があった子供夢・実現プロジェクトのための中で、子供たちが自分たちの子ども憲章の具現化を図るための一つの方法として使うだとか。そういう中での在り方については、考えていける要素というのはあるかと思えます。これは、それぞれの今後の課題の一つとして押さえしていくことができるだろうと思えます。それから病院の建設の関係については、以前にそういう話があって、そのところは実際にまだ具体的な病院の改築時期が見えない中での寄附の在り方だったので、なかなか今すぐということは難しいということでお答えしたかと思っています。ここにきて改築の方向性というか、改築の一定限の具体の部分が出てきたわけですから、一つの在り方としてはさまざまな建設費といいますか、建設のための費用をどういうふうにして生み出すのかと。そのことは使える方法があれば、本当にいろいろな方法を使いながら、財政的にも少し余裕を持ちながらやっていけばいいだろうと思っています。ただ、実際的に、ではグラントファンディングを使っていくというような組み立てが簡単にできるかという辺りは、病院だけの問題でもないし、財政との部分もあるだろうし、例えばふるさと納税の中での項目の一つとしてやるのか。それとは別枠でやるのか。そんなことも含めて、それは一つのご提案として受けとめさせていただきたいと考えています。

○委員長（吉谷一孝君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） ふるさと納税の関係がございましたので私のほうから一部ご答弁させていただければと思います。過日のふるさと納税に関する一般質問の中でもご答弁させていただいた部分なのですが、令和元年度につきましては31の事業にふるさと納税の寄附をいただいたものを充てさせていただいているという内容になってございます。中身としましては、主に子育てとか、子供のための部分のものを中心として、ふるさと納税に充てさせていただいていますので、今後についても寄附していただいた方にも見えるような形をもう少しはっきりさせていければいいのかと考えているところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 2番、広地紀彰委員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。これで終わりにさせていただきます。土地の売払いについては理解できました。これから土地の売払い、そして企業誘致の成功の鍵は関わりにあると考えています。私はいつも一貫して議員として既存企業に関わりが重要だと訴えてまいりました。今、勢いのある町内企業、いくつも見られるようになりました。そういった方たちがこの土地の買い増しをしていただいたことは、ただ売れたということだけではなくて、既存の関わりの中から生まれてきた大きな成果だと捉えています。また、新しい動きをどうやって捉え、関わっていくかと。今、竹浦に旧赤井温泉が買収をされ、新しい化粧品の製造を主な事業とした本州からの進出企業が土台をつくり終えたところであります。そこでは一定の雇用も生まれ、また町内在住の方が指導を本州の従業員たちにされて、新しい化粧品の製造を始めると。その原材料には町内で産している様々な物資が使われていると聞いています。それで技術力を持つ方が所在をされ、最初本当に気に入ったから白老に来たと。よく温泉に入りに来ていたから、虎杖浜に家を建てたというレベルだったのですが、大企業にお勤めの方で、その技術力で今白老町内に産業が生まれつつあります。こういった新しい動きをどう捉えていくかという、この関わりをこれからやはりキーワードにして、企業の売払いに、資産の有効活用を図っていく必要があるのかと思います。それについての見解を伺いたいと思います。

最後、あとふるさと納税については、古俣副町長及び工藤企画課長からの答弁について十分理解できました。形にはこだわりません。ただ、このふるさと納税は関係人口をつくっていくと。そのふるさと納税の押さえなのです。その意味というのは大変大きいものがあると思います。たくさんお金が集まっていいと、それももちろんあります。ただ、白老を愛する関係人口をどのようにつくっていくかという大きな窓口にもなり、また様々な寄附者の方の思いが形になっていく。そういった部分において、町内も含めてですが、町立病院を一日も早く建てたいと思う人たちの受け皿を、今後具体的にになったときにつくっていくことを望んでいる声があるということに対しての見解を今一度伺って終わりにします。

○委員長（吉谷一孝君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 広地委員おっしゃったように、やはりこれまで白老の産業を支えていただいた方が業態転換をしたり、あるいはその廃業をしたところを新しい方が入ってきてというような中で、この産業の連鎖、いい意味での連鎖というものが広がっていくと非常

にいいのかと思っております。我々も町の担当として当然既存企業、新規の誘致企業、そういった部分も含めて、我々がはぶになってつなげて、逆に言うと企業さん同士がつながりたいというような思いを言っていて、それに対して我々も少し協力しながらというような、町内全体での第1次から第3次産業までのつながりによって、こういった産業の拡大、経済の拡大というのが図れるといいと思っておりますので、新規、あるいは既存のそういった部分、それぞれ大事にしながら産業振興を努めてまいりたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 関係人口の関係でございます。総務省で今、事業で提唱しています関係人口の方というか、種類が約5種類ほどあります。その中で、関係進化型、これはふるさと納税型と一般的に言われておりますが、関係人口はやはりこれから重要な支点になりますので、過日も一般質問の中でもご答弁させていただきましたが、やはりこちらの生産者の思いとか、そういったものをぜひ伝えていきたいという思いもございます。ということによって、こういう方がつくっているのだったら行ってみようとか、こういうおいしい物を食べてみたいですか、そういったような関係人口を進化させるといいますか、つながりを持つような取り組みができればいいと考えておりますので、そういった取り組みも進めながら、ふるさと納税に力を入れてまいりたいと考えてございます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

5番、西田祐子委員。

○5番（西田祐子君） 57ページの火葬場使用料と墓園管理料、それと墓園使用料について、お伺いしたいと思います。なかなか決算のときではないと聞けないものですから、まず、火葬場使用料なのですが、件数、それと近年の傾向をお伺いします。それと、墓園使用料のほうは205万2,000円となっておりますが、申込み件数、町内、町外ありましたら、どのようになっているのかお伺いいたします。それと放置されているお墓とか、そういうような状況、墓参りバスが今使用されているはずなのですが、そういう現状とか、高齢化に伴い墓じまいを検討されているとか、そういうようなことが分かりましたらお伺いします。

○委員長（吉谷一孝君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

---

再開 午前11時10分

○委員長（吉谷一孝君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 大変申し訳ございませんでした。まず火葬場の状況、火葬件数でございますが、令和元年度の火葬件数全体で231件となっております、平成30年度で210件、ちなみに平成29年229件ということで、過去5年推移を見ますと、大体200件から250件ぐらいの推移で比較的動いているという状況で、傾向としては減ってはいないと。200件台、

ちょっとばらつきはありますが、火葬の状況はそのような状況で推移はしているということでございます。それから霊園のほうの関係でございます。まず、令和元年度の共同墓のほうに納骨された内訳が46件ございまして、それでその以外のAブロックの墓のほうは昨年4件分譲のほう出ておりまして、墓園使用料の内訳205万2,000円なのですが、共同墓46件に対しまして、使用料が9,000円ということで41万4,000円。それから残りの163万8,000円が、町外4件分で3割増しで40万9,500円という内訳になっております。今回墓園使用料の全体の中で申し上げますと、墓のほうは4件は町外ということになりまして、共同墓の利用46件のうち町内が39件、町外が7件という内訳になっております。それから墓園バスの利用状況でございますが、令和元年度でお盆時期、8月13日の運行で14名の方、それからお彼岸の9月24日運行で8名ということで、過去5年約8名、9名から15名程度の、それぞれお盆、お彼岸の運行に対しましては、平均が過去10年ぐらいの平均が約15人程度という推移になっております。それから墓じまいの傾向ということのご質問だと思いますが、町のほうに改葬届けということで、どこかに納骨されているお方が本町から出入りする部分なのですが、本町のほうに受けている部分が、昨年で77件ございまして、白老町から出るということです。それで大半が地方か、例えばお寺等のほうに移られていると。その77件のうち5件程度、本町の共同墓のほうに移られている方の実態もでございます。全体的にご相談を受ける担当のほうと我々も行っている中では、やはり高齢化が進んでいる中で、まだ生前の中で墓の管理を身近なところとか、または墓を返還して、ちなみに返還が4件ございまして、墓自体を町に戻すのですが4件ありますが、そういった方の傾向でお寺の納骨堂だけだとか、またはこの共同墓5件移っているのですが、共同墓に入れるということで、今生前の中でその後で管理がきちんと行き届かなくなってしまうということで、そういったお話も受けながら対応しているという実態でございます。

○委員長（吉谷一孝君） 5番、西田祐子委員。

○5番（西田祐子君） 前は何度かこういうのを聞いていたのですが、最近あまりこの部分について質問する機会が少なかったものですから久しぶりに伺いましたらこのような状態になっているとちょっとびっくりしております。特に改葬届けが77件、共同墓に関しては46件、町内の方でも39件、町外の方でも7件入っていらっしゃる。急激に高齢化が進んできて、お墓を維持できない現状が今の中で見えるのかと思っております。その中で、白老町としては今後どのような管理を考えられるのかということが1点です。それともう一つ、火葬場の使用料のほうなのですが、これは白老町は火葬場の使用料というのが、ほかのところの自治体と比べたら非常に料金安いのではないかと思います。この火葬場の使用料のことについては、私は最近の傾向としまして、葬儀も何もしないで真っ直ぐ火葬場に持って行って、そのままお骨にしてしまうという方が結構最近増えてきていると思ひまして、そういう中で白老町で亡くなられた方々には、ぜひ白老のここの施設を使っただけのような形で、もうちょっと役場も積極的にしてもいいのではないかと思います。結構知らないのです。私たち、申し訳ないのですが、火葬場の使用料とか、ほかのところと比べたらどれだけ安いのかという

ことが。実際に高齢してくると段々親戚等がたくさん亡くなりますので、情報も段々出るのですが、意外と白老はいいと思っています。というのも新型コロナウイルスの関係で施設もトイレのほうもきれいにしますし、特にエアコンとか、そういう設備もされてきて、非常に使い勝手がよくなっているのですから、その辺もうちょっと考えていただければいいかと思います。それと、お墓のほうなのですが、やはりこういうふうにごんごん高齢化してきた場合に放置されるお墓がないのか。またお参りに行かれる方々が高齢化してきているので、今のバスでいいのか。もうちょっとコンパクトなバスを考えると、そういう利便性などを今後も考えていかなければいけないのではないかと思うのですが、その辺をお伺いして質問を終わります。

○委員長（吉谷一孝君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） まず、火葬場のほうの料金形態でございます。すみません、手元に具体的な資料を用意していないところで申し上げるのですが、比較的傾向としては安いというイメージからそれほど変わらないかという現状です。あと、町外の設定に関しましては、近隣からみると割増しの設定はしている傾向があるかというところでございます。今葬儀屋さんを含めて火葬が入るところは蜜に、特に町内とは連携を取らせていただいていますし、場合によっては、ご遺族の方の状況によっては苦小牧市の葬儀さんのほうと調整の中で本町の火葬場を利用される方、逆のパターンでいきますと、虎杖浜地区の方は特に登別市の斎場を使うということも傾向としてはというところで、白老町なのですが登別市さんのほうの火葬場をご利用されるということで、そういった隣町同士、特に連携をしながら、実際同士ではそういった交換はあまりしていないのですが、葬儀屋さん等と連携しながら対応しているということで、今後こういった火葬の件数が比較的増える可能性もありますし、特に日にちが集中する場面も、1日3件とか集中するときもございますので、可能な限りそういった対応を心がけていきたいという考えでございます。

それから墓園のほうでございます。ちょうど西田委員のご指摘のとおり、墓参バスに関しましては、利用度が果たしてこの推移で今の形態がいいかどうかというところは、我々ももう少し検証しなければならないという認識ではおります。比較的まだまだ傾向としては自家用車で来られる方が多いという認識でいるのですが、今後やはり車の利用が難しくなる方もいらっしゃるという想定もすれば、ちょっと墓園バスの在り方含めて、森野まで足を伸ばすほうがどういった形がいいのかももう少し検証しながら対応していきたいということでございます。全体的に墓じまいという傾向が、これは白老町以外でも想定されますので、なかなか町としてまずは墓の管理をということで町民に認識をどういう形で行っていくか。または今の実態として今後どうしていくべきかというのは、なかなか難しいところはあるのですが、ご指摘いただいたのはそのとおりでございますので、町としてもそういった課題として対応していきたいと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

なければ、先ほどの前田委員の質問の答弁の訂正があるということです。

笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 先ほど前田委員から説明がありました、アイヌ民族住宅資金貸付金の滞納繰越と現年の部分についての人数の内訳についてご質問がありましたが、それについて訂正させていただきます。滞納繰越分の約2,600万円につきましては、先ほど14名と申しましたけれども、16名でございます。それから現年分の約400万円につきましては、先ほど2名と申しましたけれども、12名の間違いでございます。訂正させていただきます。大変、失礼いたしました。

○委員長（吉谷一孝君） これで、一般会計の決算審査に関する質疑が終わりましたが、歳入・歳出決算において、特に質疑もれがありましたらどうぞ。

8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。簡単に1点だけです。後で出させていただきました健全化プランの進捗状況、この中にある繰出金の関係で考え方をお尋ねしておきたいのですが、どうも印象を受ける私だけかもしれませんが、何か繰出金が出ているというのは何かマイナスイメージにどうしてもとらわれてしまうのだけれども、この中身、例えば元年度約17億6,000万円ですから、膨大な金額なのです。ただ、どうしても出さなければならぬルール分みたいの、何という名前か分かりません。例えば医療費などの関係で自治体がみなくてはだめな部分、これは繰出ししていますね。それから起債の関係でルールみたい形の中で出さなければだめな部分、トップは下水道で7億いくらかも出しているわけです。同時に政策的に例えば赤字分だとか、政策的に出している部分もありますね。ここをきちんと、仕事を増やす意味ではないのですが、仕分けをして資料として出していただいたり、例えば今回のこの中でいうと、割合でいうとどれぐらいの中身になるのか。今の私の認識は、例えば起債と医療費などの関係の各介護保険だとか、後期高齢者、国保だとか、そういう部分でルールで出す分、それはどれぐらいの割合になっているのか。その点を伺います。

○委員長（吉谷一孝君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、繰出金の関係でございます。やはり全体に町の一般会計に占める繰出金の割合というのは他の自治体と比較して、おおむね白老町は高い傾向にあります。それはなぜかといいますと、他町にない町立病院を持っているですとか、あるいは下水道も細長いまちでございますので、それなりの投資をしているということで、やはり繰出金の率は高いということ。それともう一つは、これまで公共下水道事業を広く進めてきたということも、今起債の償還が結構まだ多いですので、それに対する一般会計からの繰出しというのも多い状況でございます。やはりここをいかに抑えていくか、少なくしていくかというのが今後の課題であると捉えております。それについてはやはり事業規模の縮小ですとか、今後そういうこともきちんと考えていかなければならないということになります。それで、繰出金の今言われた

ルール分というところなのですが、それぞれ繰出金には基準繰出しと、基準外繰出しというのがあります。これは国の総務省のほうから繰出金に関する通知というのがあります。そういった部分を一般会計が持つのかどうかということが定まっております。しかし、それが非常になかなか明確ではないところもあります。それはあくまでも市町村の一般会計を預かる財政と他会計を持っている会計とのやり取りの中で、これが基準ではないということで決めている場合もあります。これは町立病院、それから公共下水道、これが基準外があります。あとは介護は基準繰出しです。これはほとんど 100%ルール分ということで出しているような状況でございます。やはり基準繰出しのほうが割合、すみません今何パーセントかということはお出ししておりませんので申し訳ありませんけれども、基準繰出しのほうが割合的には多いという認識でございます。

○委員長（吉谷一孝君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。何を言いたいかということ、要するに減らすというのは分かるのです。それはそうです。ただ、病院も下水も町民が恩恵を被る割合でいうとすごく高いのです。ですから政策的に出すわけでしょう。ですから、そういうことであると、私が言いたいのは例えば 100%基準繰出しと、これは基準繰出しなのだから。財政側の規模に関係なく出さなければだめなのだという意味ですね。そうだとしたら、町民とまでは言わないから、議会が分かるような形で表示を、これからもこういうものを出していただけるのであれば、やはりそういうふうにししないと、国保、介護、後期高齢者はもう基準繰出しということでお出しわけですから、減らしようがないわけでしょう。あとは医療費全体を下げるしかないのだから。だからそういう繰出しに対する考え方を政策的に出す部分と基準で出す部分を明確にして分けてやってもらうと同時に、やはり減らすは減らしたほうがいいけれども、下水や病院というのは誰のための政策かという、そのところが私は大切だと思っているものですから、そういう議論ができるような、そういう資料にしていきたいというのが希望なのです。

○委員長（吉谷一孝君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 申し訳ありません。先ほどもそのような趣旨のご質問がありました。それは、予算の編成段階でも各課、各会計とのやり取りの中でルール分がいくらで、基準額がいくらというようなところを実際内部でやりながら額を決めておりますので、その辺の数字は明確になっておりますので、今後そのようなきちんと示せる資料を提出させていただきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） そのほか質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、これをもって一般会計の決算審査に係る質疑を終結いたします。

次に、特別会計に入ります。国民健康保険事業特別会計全般について、主要施策等成果説明

書 157 ページから 169 ページ、決算書は 443 ページから 476 ページです。

質疑のあります方はどうぞ。

8 番、大淵紀夫委員。

○8 番（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。国保なのですが、前年度繰越金 4,400 万円、今年の黒字額が 3,200 万円という状況なのですが、これは端的に言えば繰越がなければ赤字になるという意味になるのですか。同時に、見ますと、令和元年度に 2,800 万円ぐらい積立てをしていると思うのです。そこら辺の関わりがどうなっているのか、ちょっとまずその流れを一つ教えていただきたいと思います。それと黒字なのだけど、これは道の納付金は 100%払っているわけですから、逆に言うと医療費が減ったために黒字になったのか。ここら辺どうなっていますでしょうか。この後、標準保険税率とか聞きますが、そこら辺までの流れがどうなっているかという辺りをお願いしたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 齊藤町民課主幹。

○町民課主幹（齊藤大輔君） まず、1 点目の決算の状況でございます。4,400 万円の前年度繰越金に対しまして、決算額の剰余金が 3,200 万円ということで、大淵委員のご指摘のとおり、4,400 万円がなければ、この 3,200 万円は出ないという状況でございます。それと、2,800 万円の基金の積立てでございますが、こちらにつきましては過年度償還金を考えた上で、最終的に次年度以降に予算として基金を充当する額を確保するために、できる限り基金に積んだということでございまして、その積む段階において 2,800 万円が限度だろうということでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 8 番、大淵紀夫委員。

○8 番（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。ということは、2,800 万円を償還金なので積まなかったら積まなくてもいいわけですね。赤字だって積まないのだから。積まなかったらこれだけ利益がでると考えていいのですか。そこら辺がよく分からないのです。要するに 4,400 万円から 3,200 万円を引いたら 1,200 万円ですね。2,800 万円積まなかったら黒字になりますね。当年度分だけでも。そういう考え方でいいのかということがまず一つ聞きたいです。それと、要するに今、標準保険税率より白老町は激変緩和で下がっていますね。ですから収入がそれだけ減っているのですね。だけどこの状況からいくと、財政状況は大体同じか、いい線いっていると。それは、今まで同僚委員の質問あったように、医療費が下がったことによる結果としてそうなっているのかどうか。ここのところはこれから激変緩和がなくなって、6 年間ですか、今 3 年目か、4 年目だったと思いますが、その中で激変緩和がなくなったときには赤字になりますか。同時に今の医療費が下がるという状況が続いていったとしたならば、これは保険料率を上げなくても済むというようなことになるものなのかどうか。そこら辺が新しい制度になったことによって、道の納付金は払わなければだめなのだけど、激変緩和が終わった段階ではどういう状況になりますか。

○委員長（吉谷一孝君） 齊藤町民課主幹。

○町民課主幹（齊藤大輔君） まず、医療費の関係でございます。医療費については、全額道

の補助金で充当されてございますので、ここの4,400万円とか、3,200万円とかというところに関係は一切してございません。ですので、医療費が例えば上がろうとしたとしても、逆に言うところ下がろうとしたとしても、ここの決算の剰余金の額に影響は及ぼさないということになります。それと、今の状況を申し上げますと、激変緩和措置で約4,400万円ほど、最初から払わなくていいということになってございますので、もしこれが現状で払いなさいということになったとした場合、もう既に足りなくなるという状況でございますので、今後激変緩和措置は緩和されていきますので、正直言うと今のうちに少しでも基金に積んで、将来にわたって使えるようにしておくためにも、現状でできる限り基金に積立てをしているという状況でございます。

○委員長（吉谷一孝君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 大分分かっているつもりなのですが、どうもよく理解できないのです。道にこれだけ払いなさいと納付金きますね。そしてうちでかかった医療費は全部道から払ってくれと、それは分かるのです。白老町で医療費が下がっても、収入、収支には関係ないということになるのですか。そうだとしたら、下げる努力をしたことがどこで報われるのかと。私の考えが違うのですか。言っている意味分かるでしょう。そこの仕組みは分かったのです。齊藤町民課主幹が言った仕組みは分かったのですが、では医療費を下げることによって、それが町民の健康はいいけども、国保財政の中でいえば貢献するところはないとなるのですか。そこをちょっとお聞きします。

○委員長（吉谷一孝君） 岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） ただいまのご質問でございます。ご承知のとおり、今まで市町村単位の保険者だったものが広域化となりまして、今保険者が北海道ということになります。従いまして、保険料も簡単に申しますと、今までは白老町が保険者で、白老町の保険料が減っていくと、やはり保険税を下げられるというような考えは出てくるのですが、これはそうなると北海道全体の医療費が下がらないと保険税は下がらないというようなことになります。したがって、今大淵委員がおっしゃるとおり、白老町が今医療費の削減というか、取り組んでいますが、実際そういう1人当たりの医療費というのは下がってはきているのですが、国保会計に何かいい影響があるかということ、ないというのが正直なところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 基本的には分かりました。了解はしたけれども、標準保険税率まで上げるというのは道平均で上げていくわけですね。最後戻すのはそこまで戻すと。白老町が医療費が下がるということは、北海道全体の医療費も下がるということにはなるのですが、それが大幅に下がらない限り標準保険税率は下がらないということになるから、結果としては白老町民が努力をして、国保税を下げるといことはできないということになるのですか。

○委員長（吉谷一孝君） 岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） 白老町の1人当たりの医療費は下がってきている、あるいは横ばいというか、減少傾向にあるのです。ただ、北海道全体の医療費を見ると、ちょっと上昇傾向

にあるということで、今大渕委員おっしゃるような、保険税が下がるような構図にはなっていません。まして私ども白老町の場合は保険税率がもともと低いので標準税率にもっていかなければいけないということがありますので、そういったところでなかなか厳しい国保運営というのが今行っているというような状況なのです。

○委員長（吉谷一孝君） 8番、大渕紀夫委員。

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。ということは、今の標準保険税率で道がいつている標準保険税率にしたら4,400万円足りないという状況ですね。ということは、今の国保の積立金がなくなるまでというか、いつ上げるか分からないけれども、なくなってしまうたら絶対上げなければだめだとなるのですか。

○委員長（吉谷一孝君） 岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） 基金がなくなりますと、仮に会計が赤字が出たとした場合、当然基金があるとそれを穴埋めに充てられるというような考えにはなるのですが、仮に基金がないとなりますと、どう処理するかといいますと、やり方としては2つあるかと思います。一つは、国保外の繰入れを一般会計からしていただいて赤字をその当該年度の赤字を解消する。あるいはその赤字を翌年度に繰上げ充用して、次年度で解消を図るというような考え方になるかと思います。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑をお持ちの方はどうぞ。

2番、広地紀彰委員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。全く関連しての質問なのですが、本当は質問する気は全くなかったのですが、1点だけ端的に聞きます。今の大渕委員とのやり取りで仕組みについては理解できたのですが、ちょっと納得ができないというか。それだと、せっかく今回議会結構頑張って医療費の抑制を図られるということが主張したのですが、健康の面ではいいのですが、財政に何の意味がないとなると、あまりにも保健指導、健康指導をあんなに頑張っていて、実際数字でもはじめてなのに、広域化になってからあまり関係ないと。それで、医療費の関係のやり取りは分かったのですが、保険者の努力支援制度とか、さまざまな関係でこのちょうど広域化になる辺りが1番、算定の方法がいろいろあって悪かった中で、でもそこが明らかに改善されているというのは、そういった保険者の努力の支援制度その他によって、ある程度財政的な面でも担保されるものがないのかと、その1点だけ伺います。

○委員長（吉谷一孝君） 齊藤町民課主幹。

○町民課主幹（齊藤大輔君） 全くないというか、保険者努力支援制度の中に特定保健指導とか、そういった部分がございますので、当然全くないというわけではございません。上がればその分、多く配点をいただいて配当されるということになりますので、そういった意味においては、先ほどないと言ったかもしれませんが、そういうことになります。あと、基本的にこの広域化になったということで、北海道も保険者ということで財政関係、要は国保の運営は基本的には北海道に移ったということになります。ですので、先ほどから申していますとおり、

医療費を払う払わないというところにおいては、小さな自治体はなかなか対応しきれないといったところで北海道は全部みますということになった代わりに、納付金を納めてくださいということになったということでございますので、各市町村がやらなければ当然北海道の医療費が上がってまいりますので、ご指摘はごもっともではございますが、当然我々としてもこれからも今までどおりというか、今まで以上に保険事業等に力を入れていかなければならないのかとは考えてございます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

その他、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、国民健康保険事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

次に後期高齢者医療事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書 171 ページから 173 ページ、決算書は 478 ページから 489 ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、後期高齢者医療事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

次に、公共下水道事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書 175 ページから 180 ページ、決算書は 491 ページから 514 ページです。

質疑があります方はどうぞ。

6 番、前田博之委員。

○6 番（前田博之君） それでは、収納率の関係で、主要施策等成果説明書 175 ページです。収納状況出ていますが、まず前年度までしか出ていませんが、29 年で見たら 97.32%になっているのです。それで 30 年度はここに数字が出ているように 97.18%になっていますね。それで令和元年が 88%です。これは、1 年ごと、前年度と今年度、元年度を見ても、差引きの数字は言いませんが、かなり収納率が下がっているのですが、その原因、それと徴収の方法、どういうところに原因があったのかまず伺います。

○委員長（吉谷一孝君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 令和元年度での下水道使用料の収納率でございます。今、前田委員のほうから質問があったとおり、前年度と比較しまして徴収率でマイナス 8.41%ということで下がっているということでございます。この要因につきましてですが、今年度企業会計に移行してございまして、3 月末で特別会計については打ち切り決算となっております。従来であれば 4 月、5 月に入ってきた使用料がこの部分、全く移行の分が決算上、入らないとい

うこととなりますので、金額にすると約 3,300 万円ほど減収になってございます。それがなければ、おおむね例年並みの収納率ということでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 前田博之委員。

○6番（前田博之君） その部分は分かりました。聞くのを忘れたのですが受益者負担も減っているのです。それと、今、会計の支出も変わったことは分かります。収納率は大体前年度と変わらないというのだけれども、これは会計上がどのような財務会計になっているかお聞きしたいのですが。今、収納率からいけば約 5,000 万円ぐらい落ちています。8%の部分が差し引きすれば、4,500 万円落ちるのです。これが会計がそのままであれば入っているという言い方なのですが、4,500 万円減になっていると。だけど決算の剰余金、繰越金を見たら、歳入歳出の実質収支額が 1 億 700 万円余ってきているのです。それでいながら、繰出金が明許繰越金を別にしたら、差し引きしたら 7,800 万円ぐらいですか。そのぐらいの額が落ちているのです。そうすると、単年度の分の会計に移行していない部分の数字で見ると、片一方では 4,500 万円の使用料が落ちていながら、決算剰余金は 1 億円出している。それで繰出金は戻している。そうしたらこの 4,500 万円というのは、赤の部分は使用料は入ってこなかったでしょう。その部分はどのような処理になっているのですか。本来でいけば赤の部分は、どこかで財源手当てしなければだめですね。だけど、決算繰出金は余ってくる、繰出金は 7,800 万円前後戻しています。どうも会計のやり繰りが分からないのだけれども、実際下水道会計どうなっているのか。その数字を基にして、決算の会計概要を押さえていると思うのですが、その辺説明してほしいのです。

○委員長（吉谷一孝君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 私のほうからまず受益者負担金の関係でございます。受益者負担金につきましては、昨年度と比較して、3.32%の収納率の減となっております。受益者負担金につきましては、ご承知のとおり、今はもう新規の賦課というのがほとんど年に数件程度という状況になっておりまして、この辺につきましては今滞納されている方が 12 名いらっしゃるのですが、なかなか現年度分については今未納が 1 件だけということで、その方についても今分納して納めていただいているという状況でして、滞納がこれからどんどん増えるような状況にはないということで、ただ、滞納繰越分につきましてはなかなか納付の見込みは立たないというのが実情でございまして、今後についても粘り強く対応してまいりたいと考えています。

○委員長（吉谷一孝君） 庄司上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（庄司 淳君） 繰越金といいますか、1 億円以上の次年度への引継ぎ金が発生しているということについてでございます。これにつきましては、例年であれば約 1,000 万円ぐらいの繰越金が発生しているのですが、今回 5 月末ではなくて 3 月末に打ち切り決算を行ったということに伴いまして未収金、いわゆる今申し上げていました下水道使用料の未収金のほかに、逆に未払金というものも発生しておりまして、4 月に支払いをしなければいけない

もの、あるいは5月に払うといったものが、例えば3月までの契約分、事務執行分を4月に支払いをするということが当然ありうるわけですので、そういったものが金額にいたしますと約9,000万円ぐらい未払いということで発生するものですから、それに対応するための引継ぎ金、繰越金というものが1億円ぐらい必要だということで、これは打ち切り決算に伴う未払金に対する資金ということで確保しなければいけなかったもので、これだけいわゆる黒字ということで決算を行っております。

○委員長（吉谷一孝君） 6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） そうすると単純簿記から企業会計に複式簿記に移るから、その部分の3月末で5月の出納閉鎖までしないから、そういう部分で整理した部分のいろいろな3つの額だということで解釈していいですね。分かりました。ただ、この4,500万円の未収金に対する会計上の処理はどうしたのですか。だから、歳出を減らしたとか、この部分は繰出金でもらったとか、この未収の4,500万円の処理はどうされたかということを知っています。

○委員長（吉谷一孝君） 庄司上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（庄司 淳君） 3月末で打ち切ったにしても、その4月、5月には、例年入ってくるお金は翌年度の収入として決算を行いますので、それについては特段資金不足になるわけではなくて、繰出金も必要とはしないということでございます。ですから、それについては翌年度の収入という扱いになりますので、それはそれで翌年度の決算の中でそれは入ってきます。ですから、特に資金不足になるような支障は発生しないということでございます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、公共下水道事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

---

再開 午後1時00分

○委員長（吉谷一孝君） それでは、休憩を閉じて会議を続行いたします。

次に、港湾機能施設整備事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書183ページから184ページ、決算書は516ページから523ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、港湾機能施設整備特別会計全般についての質疑を終了いたします。

次に、介護保険事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書187ページから192ページ、決算書は525ページから566ページです。



質疑があります方はどうぞ。

7番、森哲也委員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。主要施策等成果説明書の187ページ、こちらの下段の保険料の状況について、1点質問をします。こちらの保険料の収納率は現年度小計におきまして99.03%と、特別徴収が100%ということもありますので非常に高い数字なのですが、こちら普通徴収に關しましての収納率です。全体の母数にしては少ないですが、ここだけに着目すると収納率88.21%ということですので、ここの状況についてお伺いします。普通徴収の方、年金が18万円以下の方がなるので所得も少ない方もおられるのかと思われるのですが、ここの収納率の傾向、天引きではないので通知の払い忘れの方が多いのか、所得的に支払うのが困難な方が多いのか、この収納率の傾向をお伺いいたします。

○委員長（吉谷一孝君） 浦木高齢者介護課主査。

○高齢者介護課主査（浦木 学君） 収納率に關しての質問にお答えいたします。現年度が88.21%ということで、前年が87.95%ということで、収納率的には上がっている状況です。実際にこれは介護保険というのは基本的には年金特徴が原則になるものですから、年齢到達する方とか、あとは年金のない方が普通徴収という形になります。収納額については増えていますので、どちらかというとなり上がるような状況です。

○委員長（吉谷一孝君） 7番、森哲也委員。

○7番（森 哲也君） 収納率に關しては上昇傾向ということでございますが、1点ここでお尋ねしたいのが、介護保険は原則的に1年以上滞納した場合に段階的にペナルティーが発生してくると思うのですが、ここだけを見ると滞納されている方もいらっしゃるのかと、普通徴収の滞納のところでもありますので、ですのちょっとお伺いしたかったのが、そのペナルティーが発生されている状況というのは起きている方は何名ぐらいいらっしゃるのか、その辺を詳しくお伺いいたします。

○委員長（吉谷一孝君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、今の介護保険の滞納に伴うペナルティーの關係です。確におっしゃるとおり、1年以上滞納する場合において、介護のサービスを受ける段になると、ペナルティーが発生するというのがありますが、実際にはこれは原則的には確におっしゃるとおりです。ところが、例えば保険という短期保険証とか、資格証明書とかとまた別の話になりまして、介護においてもやはりそのサービスのペナルティーで例えば1割負担で済むものを全額もらうような話などはなかなかできづらいというか、できないと考えておりますので、そこは納付相談をさせていただいて、そこで滞納がある方が例えば認定を受ける、サービスを受けたいといった場合には、そこで折衝をして少しでも入れていただくと。滞納分を少しでも入れていただくように誓約をしていただくような対応で、現在対応のほうをしておりますので、実際ペナルティーをかけているという方はいらっしゃいません。

○委員長（吉谷一孝君） 7番、森哲也委員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。滞納者の数等を見ましてもペナルティーをかけている方がいないということは、本当にお一人お一人に丁寧に対応されているのだと理解をいたしました。それで前年度から収納率は向上してきているということでございますので、引き続き向上に努めていただければと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 森委員おっしゃるとおり、なかなか介護保険は特別徴収というか、年金からいただく方がほとんどになります。それで、普通徴収という方については、無年金の方ですとか、年金があってもかなり少ない方とかということで、年金がない方が普通徴収という形になりますので、収納率の向上というのはなかなか難しい部分もございまして、ほかの税金の滞納状況とかもある方が複合して介護保険料を滞納している方というのもしらっしゃるので、なかなか向上というのは難しいですが、やはり先ほど申し上げたとおり、サービスの制限につながったりだとか、そういったことにつながらないように、決め細やかな対応を今後もさせていただきたいと考えてございます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑があります方はどうぞ。

12番、長谷川かおり委員。

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。決算書525ページで、主要施策等成果説明書187ページです。今の質問の中でも大分理解されたのですが、その中で滞納繰越分介護保険料34万円とありますが、この人数と、あとは調定額がありますけれども、この金額が前年度から比べて上昇しているのかどうなのか、状況をお聞かせください。

○委員長（吉谷一孝君） 浦木高齢者介護課主査。

○高齢者介護課主査（浦木 学君） 現年度分の滞納者の部分ですね。これは当初予算で計上した予算額になります。34万円というのは、繰越分です。実際の金額は530万2,500円ということになります。

○委員長（吉谷一孝君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

---

再開 午後 1時11分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

浦木高齢者介護課主査。

○高齢者介護課主査（浦木 学君） 滞納されている人数につきましては246名ということになっております。

○委員長（吉谷一孝君） 12番、長谷川かおり委員。

○12番（長谷川かおり君） この方たち、いろいろとかなりの人数がいらっしゃるのだということでちょっと驚きました。ご事情もあるとは思いますが、その回収というか、努力をしている部分はどのようなところでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 浦木高齢者介護課主査。

○高齢者介護課主査（浦木 学君） 当然、現年度から普通徴収の方は納付書が出る形になりますので、納付書が納付されなかった場合は督促状というのを出します。その後、それも履行されなかった場合、催告状を送ってご連絡をいたしまして、それでもなかった場合にはこういった繰越という形になるのですが、それ以外に払えないというご相談があれば、分納なり、回数を多くしたりとか、そういう形で対応を心がけております。

○委員長（吉谷一孝君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 先ほど滞納繰越分の介護保険料の部分で予算額 34 万円ということでご質問あった件です。決算数字としては、それに対しまして滞納繰越分の介護保険料として入ってきているのは 158 万 7,707 円ということが入ってきております。先ほど違う数字を申し上げて申し訳ございません。この数字が正しい決算数字でございます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑があります方はどうぞ。

5 番、西田祐子委員。

○5 番（西田祐子君） 主要施策等成果説明書 188 ページの受給者の状況というところで1点だけお伺いいたします。介護サービス受給者とか、予防サービス受給者、それと施設に入っているいらっしゃる方と、このように表にさせていただいて分かりやすく非常にありがたいと思っています。ただ、介護4とか5とか、高い形の中でサービスや施設を利用していない人とか、もしかしているのでしょうか。その辺だけご確認させてください。

○委員長（吉谷一孝君） 浦木高齢者介護課主査。

○高齢者介護課主査（浦木 学君） ここに書いてある表につきましてはサービス受給者ということで、介護のサービスを受けられている方の人数になります。それ以外に介護4とか5で判定されている方でサービスを利用されていないという方は、多くは入院されていたり、そういう医療のほうに入院されていたりという方が多くいると思います。在宅でいる方も介護4、5でおられますけれども、それは在宅サービスを受けながら、なるべく施設に入らないような形で頑張っておられるご家族もおられます。

○委員長（吉谷一孝君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今、浦木高齢者介護課主査のほうから答弁させていただきましたが、やはり介護4、5の方でいきますと、基本的にはサービスを受けていない方というのはいらっしゃいません。それで、中には入院をされていて介護保険のサービスを使う必要がない、医療のほうで入院されて介護サービスを使う必要がない方はいらっしゃいますが、基本的には介護4、5の方は何らかの、ご自宅におられればヘルパーさんをお使いになるだとか、いろいろ居宅のサービスはお使いになることになると思いますので、そういった必要の方がサービスを受けられないだとかということはないと考えてございます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、介護保険事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

次に、特別養護老人ホーム事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書 195 ページから 196 ページ、決算書は 568 ページから 575 ページです。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 1 7 分

---

再開 午後 1 時 1 7 分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑があります方はどうぞ。

5 番、西田祐子委員。

○5 番（西田祐子君） 西田でございます。特別養護老人ホーム事業特別会計についてお伺いいたします。この決算書のほうはいいのですが、次のところの介護老人保健施設事業特別会計のほうでいろいろ書いていらっしゃるのです。入居者の住所別調べとか、入居者の年齢別調べとか、要介護度別調べとかあるのですが、こちらのほうの特別養護老人ホーム事業特別会計のほうではそういうのが一切ないものですから、これについて説明をしていただきたいと思ったのですが、できれば後からでも結構ですから、これと同じような一覧表にさせていただいたものをいただきたいというのが 1 点です。もう一つ、今回聞いておきたいのが入居希望者数、それと退去している方は何人ぐらいいらっしゃるのか。また、1 年間で退所された人数は何人ぐらいいらっしゃるって、何人ぐらい入られたのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ただいまご質問あった件です。まず、入所者の状況といえますか、こちらのほう表をつけていませんでしたので、今回つくっていませんが、来年度以降、同じようにということであれば、同じような形で作成して付記するような形を取りたいと思いますので、その点につきましてはご了承いただきたいと思います。詳しいところにつきましては、別紙で提出するような形でよろしいでしょうか。では、後ほどその辺の状況につきましては別紙で提出させていただきたいと思います。

待機者の状況につきましては、9 月 1 日現在の状況になりますが、要介護 3 から 5 の方が 25 名、要介護 1 から 2 の方が 2 名ということでございます。

詳しい入退去の状況につきましては、今手元に資料がございませんので、作成して提出させていただきたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 5 番、西田祐子委員。

○5 番（西田祐子君） 資料、来年度からもつけてくださいとお願いしましたけれども、今年度分も入所者の住所別調べとか、年齢別調べ、要介護別調べ、やはりこういうものは白老町で管理している施設になりますので、決算審査特別委員会のときにはきちんとつけていただくよ

うにお願いいたします。今年度分は近いうちに資料としていただけるのですね。

○委員長（吉谷一孝君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ただいまの件でございます。このあと出ます介護老人保健施設事業特別会計と同じような形式で提供させていただこうと思いますので、ちょっとお時間をいただくこととなりますがご了承いただきたいと思います。また、来年度以降につきましては、先ほども申し上げましたが同じような形で提供したいと考えておりますので、今年度につきましては後日ということでご了承ください。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、特別養護老人ホーム事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

次に、介護老人保健施設事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書 199 ページから 200 ページ、決算書は 577 ページから 586 ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、特別老人保健施設事業特別会計全般についての質疑を終了いたします。

これで、特別会計の決算審査に関する質疑が終わりましたが、特別会計の全会計において、特に質疑もれがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、各特別会計における決算審査の質疑を終結いたします。

次に、決算書の 588 ページからの実質収支に関する調書、591 ページからの財産に関する調書並びに主要施策等成果説明書 1 ページ、2 ページの令和元年度各会計歳入歳出決算額調（総括）についてお聞きしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計及び各特別会計の質疑が全て終わりました。

認定第 1 号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第 1 号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定について原案のとおり決定すること

に賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員長（吉谷一孝君） 反対、7番、森哲也委員、8番、大淵紀夫委員。賛成9、反対2です。

よって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

---

◎認定第2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について

○委員長（吉谷一孝君） 認定第2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。

白老町水道事業決算について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） 水道の事業報告書の総括で若干伺います。まず、監査委員の監査の意見書が出ています。その中で、今後も給水収益の大きな伸びは期待できず、将来的には経営環境も厳しいものとなると考えられることから、経費の節減と支出の抑制、そして云々と書いています。これは将来を見越した意見だと私も思いますので、そのことも踏まえて質問します。そうすると、こういう効果を見ると、私も数字は見てきていますから申し上げません。貸借対照表とか、資金期末残高等々を見ると、会計上は問題がないように見えるのです。そういうふうと考えられます。私は捉えたのですが、だけど、今言いました監査委員の意見、あるいは監査審査の意見書に別表4がついているのです。これを見ると、私の判断です。これは間違っていたら後で代表監査委員から意見を言ってもらって結構なのですが、この経営分析表を点検すると、本業での利益確保ができない状況に近々直面するのではないかと、こう思われます。そこで、令和元年度の決算から見える水道会計の現状の把握と、それと会計上、将来どのような推測ができるか。その部分について伺います。

○委員長（吉谷一孝君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 令和元年度決算の総括と伺いますか、今後の収支見込みを含めてご答弁させていただきます。まず、今年度につきましては、収益的収支で申し上げますと、総収入が3億4,000万円余り、総支出が3億4,000万円ということで、純利益としては756万円余りの純利益を生じております。前田委員のほうからお話があったとおり、黒字ということに関しては維持をしたという状況なのですが、やはり近年人口減少に伴います給水収益、これが非常に減少を続けているという状況が顕著となっております、本業の儲けを示します営業収支に関しましては平成30年度から2年連続でマイナスという形になっております。そのマイナス分を営業外収益で補てんといいますか、全体では黒字を維持しているという状態でございます。また、今後の老朽化施設の更新、こういったことを踏まえますと、会計運営としては極めて厳しい状況と言わざるを得ないと捉えています。さらに言えば資本的収支、収益的収支の

お話を今しましたが、もう一つ資本的収支がございまして、これはいわゆる建設改良にかかわる予算になりますが、そちらのほうは昨年度の決算でいきますと2億円ほどの不足額が当初予算の中でも出ておまして、その補てんを過年度の留保資金を充てているといった状況でございます。毎年、料金収入が減り続けているということで、結果的に必然的にその留保資金のほうも減り続けている状況でして、このまま対策を取らなければ数年先にはその留保資金も底をつく可能性が出てくるという状況でございます。

○委員長（吉谷一孝君） 6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） 総括的な答弁については、理解しました。そのとおりだと思います。ただ、今言った本間上下水道課長の数字からみると計上収支比率も令和元年102%ですね。その前は110%ぐらいだったのです。減ってきています。もし来年不幸にして、これは102%ですから割ることはありますね。経常収支比率でもし。割ったら赤字ですね。まず、その辺の来年の見解、当然それを見越して代表監査委員も支出の部分をどうかしてくださいと言っていると思うのですが、まずその点です。

それと下水道にも関係あるのですが、私下水道で言わなかったのですが、給水人口が大体もうここに書いているとおりです。町の予測では10年後、1万3,000人だけど、私は1万2,000人台になると思います。そうすると400人ぐらい減ってくるのです。そのときに、当然水道、給水量が減りますから、それで跳ね返ってきますね。そういう部分のまず捉え方。それと、先ほど答弁のあった、今年の純利益が756万9,000円、これが落ちると、先ほど経常収支比率をイコールになってくると思うのですが、その辺をもっと今私は具体的に言ったのだけれども、その辺の今質問した数字をとらまいて来年、この近々、1、2年どういう状況に落ちるかについてどう理解していますか。

○委員長（吉谷一孝君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） ただいまのご質問でございます。前田委員のご指摘のとおり、計上収支比率が令和元年度の決算で102.2%ということで、前年度からみますと5%下がっているといった状況になっております。また、この要因といたしましては、やはり先ほども申し上げているとおり、一つは有収水量、この部分が毎年減少を続けているという部分、それと去年は営業費用の中で、特に給与費と修繕費、それから社台の国道拡幅があったものですから、この関係で移設工事がございます、古い管につきましては資産減耗費ということで除却をしております。その関係で去年についてはこの営業費用が大きく増えてしまったということで、この計上収支比率に跳ね返っているといった状況です。令和2年度につきましては、引き続き有収水量については1、2%程度の減収を見込んでおまして、去年のいわゆる国道拡幅のような特別の事情というのは今のところないと考えておまして、予算上も令和2年度については黒字を維持できると考えておりますが、そのさきに、これ以上給水収益、有収水量が減少していきますと赤字という部分も出てくると捉えております。

○委員長（吉谷一孝君） 6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） 水道会計、以前は町に3億円ぐらい運用資金で貸したぐらいの収益があったのですが、今の答弁を聞くと本当に厳しくなると思います。病院だけではなく、今度は水道会計にくると思うのです。そうすると財政計画が来年から8年間やるといいますね。そのスパンの中で、今本間上下水道課長が答弁された部分を踏まえて、そうするとその対策は何かといたら水道料金の値上げか、あるいは町からの繰出ししかないのです。そういうことが、長い目であまり言いたくないのだけど、近々に表れてくるのですが、そういう場合は選択肢として、これは理事者が答えるのか、担当課長が答えるのか分かりませんが、やはり水道料金の値上げになるのか。今言っている町民が非常に苦しい生活になれば、多少の金額の繰出しするのか、病院の追加繰り出しをしますと課長も副町長も言っていますから、水道の場合、もしこの財政計画の8年間の中でそういう時代が出たときにどういう考えを持つか、その選択肢をお聞きします。

それと、代表監査委員の意見を借りて私は話をしましたが、今言ったように担当課長の答弁で分かっているのですが、代表監査委員として非常に現実を見て、将来を見通した意見書が出ていますが、もし私の質問で課長の何か補足答弁がありました一つよろしくお願いします。

○委員長（吉谷一孝君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 水道事業会計の関係でございます。今、前田委員のほうから質問のあったことにつきましては、人口減、これはもう間違いなく進んでいって、水道の使用料も減ってくる。そういった中で収益も下がってきますということは、今後十分考えられることと考えています。それに伴って、できる限りの支出の削減はしながら経営はしていくということになると思いますが、将来もし赤字になったという部分につきましては、2つほどの先ほど話もありましたが、選択肢がないということなので、この選択肢をどちらになるかというのを今の時点で言うことはできませんけれども、財政の計画の中でそういったことも含めながら考えていかなければならないとは思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 菅原代表監査委員。

○代表監査委員（菅原道幸君） 繰り返しになるかもしれませんが、やはり水道会計までが繰出しという部分は今のうちから考えたくない。それで、そういう状況にきているのだから、意見交換をして先を見越してくださいという部分も、思いもありまして、あえてこうやって触れた部分なのです。それで今すぐどうなるとか、赤字を出したから悪いとかにはならないので、やはりそれは皆さんこれから行政の方もそうだし、議員の皆さんもそうですが、やはりその辺は事前に対策を打ってほしいと、そういう思いを込めて書いたということです。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（吉谷一孝君） 全員賛成。

よって、認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

---

◎ 認定第3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計  
決算認定について

○委員長（吉谷一孝君） 認定第3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。

白老町立国民健康保険病院事業決算の質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。財政問題が中心に今回の決算審査特別委員会がされてきたような印象を受けますが、一つは先日も質問したのですが、この令和元年度における町立病院の新型コロナウイルスの影響をどのように捉えているかということと、具体的にどういふ影響があるのか。国は今、予備費で1兆億円出すか出さないかとやっていますが、もちろん新型コロナウイルス感染がないところの病院までという状況にはなっておりません。ただ、つかまえられる範囲で結構ですから、一般論ではなくて、新型コロナウイルスで影響を受けたと思われる部分がどの程度あるのか。まず、これを1点お尋ねをしたいと思います。

それから繰出しの問題なのですが、一つは、令和元年度で出ていけば1番いいのですが、出ていなかったら直近で結構です。繰出金の多い、病院は全部で57か、いくつか公立病院は北海道にあると思うのですが、その中での繰出金の多い市町村、特に札幌市だとか、函館市、旭川市、これは比べてもしょうがないので、例えば人口5万人以下とか、人口3万人以下とかで繰出しているのが多いところがどんなところがあるかということをつかまえていけば。

もう一つは、住民1人当たりでどれぐらいの繰出金なのか。全道の病院に対する繰出金の内容について、知り得る範囲で答弁を願いたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、1点目の新型コロナウイルスの影響ということでございます。道内ではじめての陽性患者が出てから、正式には2月21日から当院につきましても感染外来を用いたり、こういった発熱患者を受け入れをしてきたという状況でございます。影響と

申しましては、先日前田委員との一般質問の中でもやらせていただきましたが、医師も実際1月から1人いなかったということもあつたり、全部が新型コロナウイルスで患者が減ったというような影響ではないのですが、まず私どもも新型コロナウイルスで影響額を受けているかというところをまず判断というか、一つの示す基準となるものが、うちは常勤医師2人は昨年もこの時期、この2月から8月までいたということですので、この2人をまず入院患者、外来患者、それぞれ前年度と比較をしてみたというところでございます。当然、比較したからといって全てが新型コロナウイルスというような断定はできないのですが、やはり患者数、入院患者でみると、2人でみると入院で46%、外来で12%減ったというような状況でございます。やはり入院と外来で相当差はあるということで見えていくのですが、外来については今回新型コロナウイルスの影響もありまして、当然外来の診療を敬遠したという方もいますけれども、検査だとか、入院のもとになる、そういった必要な内視鏡の検査だとか、そういった部分が相当減ったかというところ、それと、ほかの医療機関も同じように減っていますので、やはり当院のほうにまわってくる、転院してくる患者さんが減ったということは特に入院患者のほうに影響は出ているかと思っております。今回、先ほども申し上げたとおり、医師1名減った部分、この部分に関しては今回、当本会議のほうに5,500万円を補正予算を上程させていただいております。それはただあくまでも私のほうの試算では医師1人がいない部分ということで考えておりまして、金額的には今後も新型コロナウイルスも続きますので、なかなか断定はできないのですが、大体我々の試算では今年度計上損失1億8,000万円というような考え方をしていくと、やはり差引いた部分ぐらいはかなり影響を受けているのかということで、かなり新型コロナウイルスの影響額は大きいという捉え方をしています。

それと、繰出金の関係でございます。こちらにつきましては、手元のほうに今回総務省のほうで平成30年度の決算統計の我々報告を出しております、その公表されている全道の自治体病院の一覧というのがございます。そちらのほうで数字を拾いましたのでご報告したいのですが、まず、今回先ほど大淵委員おっしゃったように、市の病院につきましては繰出金が10億円以上というところがほとんどですので、それを抜いて町村の病院、これが59病院ございます。その中で平成30年度繰出し、これは先ほど午前中に議論がありましたが基準内、基準外ありまして、30年度についてはうちは基準内だけというようなことでございます。高いほうからいくと、59医療機関中35番目というような位置づけとなっております。それと人口1人当たりのどれぐらいかということなのですが、これも今回実は決算統計の数字なのですが、他会計からの繰入金ということで公表されていますので、全て一般会計からの繰入金ではありませんので、そこはお知らせしておきたいと思えます。あと、単純に平成30年度のうちの人口で割り返すと、1人当たり1万8,296円というようなことでございます。ほかの医療機関、いろいろと私も見ていて、大体人口規模が同じところ、名前をあえて言いますと斜里町だとか、芽室町、別海町、中標津町、ほかにはありますけれども、こういったところの状況を見ると、他会計の繰出金、やはりうちよりも高いところがほとんどでございまして、1人に対して計算するまで

もなく、多分うちよりも相当高いのかと捉えております。

○委員長（吉谷一孝君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何を言いたいかといいますと、今町民が望んでいることと、実際やるべきことがやるべきことと、自治体がやるべきことが一体何なのかということなのです。どこにお金を使うかということなのです。当然、これは新型コロナウイルスの影響というのは全国的ですから、先ほど議論がありました国保もそうなのですが、この今の新型コロナウイルスの問題と国保の問題というのはやはり国がきちんとした姿勢を示さない限り、どういうふうにしても解決できないのです。先ほどの国保は議論を聞いていて、本当にこんな議論を地方自治体でやらなければだめなのかと思うような中身です。医療費を下げても自分の自治体の払う金額が少なくならないなんてそんなばかな話はないです。この新型コロナウイルスも同じなのです。そういうことが一般論として繰り出されたという議論になると困るので、先ほど私は繰り出金の話もしました。質問をしたのはそういうことなのです。ですから、できれば国にきちんと新型コロナウイルスの影響分は補てんしてもらおうというような姿勢で、全道の市町村が一体になってそういうことをやられると。これが地方自治体の勤めなのです。町民に対する義務なのです、地方自治体としての。やはりそういう姿勢に立たないと、財政的にだめだということだけで、病院から言ってもこれは新型コロナウイルスだからもうしょうがないのです。だから、そういう姿勢にももちろん理事者の皆さん立っていると思うのですが、そういう姿勢に立って国にきちんと物を言うということを私はぜひやっていただきたいということが1点です。

それと、他市町村より少ないからいいとか、多いからだめだとか、私はそういう議論をしているのではないです。だけど、白老の町立病院が全道的にはどんな状況にあって、そして町民が受けている、いい意味での恩恵と、それに対する負担、これはやはりバランスが取れば私は繰り出金が全部だめだということにはなりません。そこは何を選択するかということが町民が選ぶことなわけです。今話を聞くと、少なくとも私の調べたのでも現実的には白老町の1人当たりの繰り出金というのは北海道の中で極めて少ないです。やはり、そういう中で今病院を建設すると決めたわけですから、これは最大限ここで努力をしていくということが私は必要だと思うのですが、こういう科学的な見方で、北海道全体の医療行政がどうなっているのかと見るとき、国や道だけではなくて他市町村の状況もきちんと見て、その上で私は判断したり、財政支援をしたりするということが必要だと思うのですが、そこら辺の見解を承りたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 大淵委員のほうからありましたように、その前段として村上病院事務長のほうから、この新型コロナウイルスの影響についての状況もありました。確かに非常に今回のこのコロナ禍の中での患者獲得というのが厳しいというところは、本当に本町ばかりではなくて、これは全国的にも、全道的にもそういう状況があるという事実でございます。この事実に対して、やはり私ども理事者が先頭になって国に訴えていかなければならないということは、これはもちろんそうでありまして、国もその辺のところは、今のところでどういう形で

出してくるのか分かりませんが、ただ、要請を持ったところだけではなく、それがなくても住民の皆さん方が病院に行けばというような、そういう観点から患者数が落ちているというようなこともあり、収入が減になっている。その事実は新型コロナウイルスの陽性、陰性の分け方ではなくて、今のコロナ禍の影響をどうしっかりと見てほしいと思うし、そういうふうに判断をしてもらうような、そういう取り組みはしっかりとやらなければならないと思っています。同時に本町における、決算審査特別委員会の中、一般質問の中においても、やはり財政的な面での総体的にいけば、どのようなお金のかけ方といいますか、出動の仕方がなさなければならないかということに、もっともっとメスを入れた形でのやり方、行政の進め方をしていかなければならないと思っています。そういった意味において、今大淵委員のほうからご指摘あったような、全道的な他町村における公立病院の在り方と、本町の現状の中での押さえ方、そういった中でしっかりと見ていかなければ、最初の町民が望むべき行政に対する思いと、それから行政がやるべきことの乖離が起きてくるのではないかと考えております。その辺のところは十分押さえながら、今後の病院建設を進めることももちろんですが、総対的な財政の在り方、行政の事業に向ける目線の置き方、そういったものはしっかりと押さえながら進めてまいらなければならないだろうと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（吉谷一孝君） 全員賛成。

よって、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

---

◎報告第2号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する  
附属書類の提出について

◎報告第3号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する  
附属書類の提出について

◎報告第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に

### 関する附属書類の提出について

○委員長（吉谷一孝君） 次に、報告第2号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上3件を一括議題に供します。

本件に対する質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第2号、報告第3号及び報告第4号は、報告済みとすべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号、報告第3号及び報告第4号は報告済みとすべきものと決定いたしました。

---

### ◎審査結果報告書作成の議決

○委員長（吉谷一孝君） 以上をもちまして本特別委員会に付託された全ての議案の審査を終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書作成については、これを正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。本特別委員会に付託された議案の審査に当たり、皆様のご協力をいただき委員長からお礼を申し上げたいと思います。

おおむねスケジュールどおりに審査を終えることができました。改めて皆様のご協力に感謝を申し上げ委員長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

（午後 1時57分）